

# 金融庁の報告書における「老後資産2000万円不足」の問題点

FDSグループ代表

エージェントバンク(FDSグループ)主任研究員

吉富明彦

関戸恵子

6月3日に金融庁の金融審議会「市場ワーキング・グループ」から公表された「高齢社会における資産形成・管理」は、その中の「老後資産2000万円不足」という部分のみがクローズアップされ、最終的には、担当大臣が報告書の受け取りを拒否する事態となった。

しかしながら2000万円という金額は別にしても、老後を公的年金のみで生活することが難しく何らかの手当てが必要なのは事実である。

## 1. 報告書上の不備

(i) 貯蓄額についての説明不足  
老後生活資金が2000万円不足とした報告書の算出方法は単純である。総務省の統計(家計調査、2017年)による、夫が65歳以上で妻が60歳以上の無職世帯の平均収入約20万9000円と平均支出約26万4000円の差が、月の不足額約5万5000円になる。そして30年間の不足額合計が約2000万円になる(5万5000円×12カ月×30年=1980万円)。

しかしこの家計調査は、高齢の無職世帯の貯蓄額も示されていない。つまり、この家計調査を基にした平均的な家庭をシミュレーションした場合、老後資金は不足しているわけではない。

投資を促したいがために、統計中の都合のよい数字のみを例に挙げ、あたかも投資をしなれば老後資金が足りなくなるような結論付けをしたといわれても仕方がない、報告書上の不備の一つであると言える。

(ii) 平均値の使用  
報告書にも「あくまで平均の不足額から導き出したものであり、不足額は各々の収入・支出の状況やライフスタイル等によって大きく異なる」との一文がある。つまり平均値は、多種多様な家庭のほんの一例にすぎない。

まず、家族構成も夫婦2人と限らない。最近では未婚者などいわゆるお一人様家庭も増えている。就労・未就労の子

が同居している場合などもある。次に収入であるが、夫の厚生年金は就労期間や就労時の報酬額によって変わってくるし、妻の就労状況によっては妻の厚生年金もある。また勤労者の場合、退職金や企業年金等も大切な老後資金になる。

基礎年金は保険料納付期間によって年金額が違ってくる。自営業者等給与所得でない場合は厚生年金がないため公的年金支給額は低くなるが、国民年金基金等に加入している場合もあり、受取額はまちまちである。さらに高齢者が働き続ける場合にはそれなりの収入があり、また金融資産からの配当や利息の収入や家賃収入など労働を介さない収入や、さらには金融資産の取り崩しや相続等で臨時収入を得る場合も考えられる。

また支出については、ライフスタイルによるところが大きく、自分でコン

ロールできる余地もあるため、特に差が出やすい。例えば報告書の例でも、収入21万円に対し節約して支出も21万円以内を抑えれば不足は生じない。しかし家が持家ではなく賃貸であったり、未就労の子がいる場合などは支出が増える可能性がある。さらに加齢により避けられない支出(介護費用等)が増える場合もあるが、これは高齢者の生活環境や健康状態等によるところが大きく、千差万別である。

このように各家庭の構成や収入・支出を考えると、老後2000万円が足りないという誤解を与えずに済んだかもしれない。

(iii) 2000万円算出上の不備  
報告書の平均的な高齢者夫婦について、老後生活の不足額2000万円を算出する上でも不備がみられる。

まず、公的年金額を最終的にしているところである。公的年金は、さ

らに高齢者が働き続ける場合にはそれなりの収入があり、また金融資産からの配当や利息の収入や家賃収入など労働を介さない収入や、さらには金融資産の取り崩しや相続等で臨時収入を得る場合も考えられる。

また支出については、ライフスタイルによるところが大きく、自分でコン

ロールできる余地もあるため、特に差が出やすい。例えば報告書の例でも、収入21万円に対し節約して支出も21万円以内を抑えれば不足は生じない。しかし家が持家ではなく賃貸であったり、未就労の子がいる場合などは支出が増える可能性がある。さらに加齢により避けられない支出(介護費用等)が増える場合もあるが、これは高齢者の生活環境や健康状態等によるところが大きく、千差万別である。

このように各家庭の構成や収入・支出を考えると、老後2000万円が足りないという誤解を与えずに済んだかもしれない。

また支出については、ライフスタイルによるところが大きく、自分でコン

ロールできる余地もあるため、特に差が出やすい。例えば報告書の例でも、収入21万円に対し節約して支出も21万円以内を抑えれば不足は生じない。しかし家が持家ではなく賃貸であったり、未就労の子がいる場合などは支出が増える可能性がある。さらに加齢により避けられない支出(介護費用等)が増える場合もあるが、これは高齢者の生活環境や健康状態等によるところが大きく、千差万別である。

り、コンロ二弁当や宅配弁当を使うようになったり、病気がけがで入院を繰り返したりすることもある。通院等の外出時にも公共交通機関の使用が困難になりタクシー等を利用する機会が増える。在宅介護サービスを利用したり、介護施設に入居する場合もあるだろう(年を取ると従って支出は減るといふ意見もあるが、筆者の両親の場合には年々増えていった)。

よって老後資金として準備すべきは、2000万円では不十分であることも考えられるのである。

マクロ経済スライドとは、年金額の算出時に物価変動率または名目手取り賃金率から「スライド調整率(少子高齢化率)」を控除することによって、物価の上昇ほどは年金額が上がりすぎないように抑制策である。

これは「100年安心」の完全な解釈の間違いである。「100年安心」とは「100歳まで公的年金で安心して暮らせる」という意味ではなく、年金制度が今後100年安心して継続するということである。

これは04年の年金改革時に用いられた言葉である。このときの改革で、

保険料負担について国民年金で月額1万6900円、厚生年金では18・3%(事業主と折半)の上限が定められ、ともに17年度までに順次引き上げられた。また国庫負担(税金)が3分の1から2分の1に引き上げられた。さらに年金給付額を抑制するため「マクロ経済スライド」が導入された。

これは国民に対する十分な情報開示が必要である。国民一人一人が自分の老後生活を把握できるようにし、必要に応じて自分年金が準備できるような、税制等で自助努力を支援することが必要である。現在NISAやiDeCo等で老後生活資金作りを支援しているようだが、投資促進策の色が濃く、老後資金準備としてはまだ不十分と感じる(投資に失敗した場合のリスクについても十分に論じられていない点に気がなる)。

さらなる年金改革も必要である。例えばマクロ経済スライドは年金支給額を減らし、公的年金を維持するための年金額抑制策であるが、減らしすぎて老後生活資金の根幹を成さなくなるようでは意味がない(現在でも、基礎年金の満額が生活保護費より低い場合がある)。未納・免除等による低い保険料納付率の問題と共に、もう一度税金

による「最低保障基礎年金」への移行案も再考の余地があるのではないかと。

## II. 公的年金の「100年安心」の解釈の間違

(i) 「100年安心」の一人歩き  
老後生活のためには公的年金の他に2000万円の貯蓄が必要という報告書に対し、政府の公的年金における「100年安心」は虚偽であったのかとの意見が勃発した。

これは「100年安心」の完全な解釈の間違いである。「100年安心」とは「100歳まで公的年金で安心して暮らせる」という意味ではなく、年金制度が今後100年安心して継続するということである。

これは04年の年金改革時に用いられた言葉である。このときの改革で、

保険料負担について国民年金で月額1万6900円、厚生年金では18・3%(事業主と折半)の上限が定められ、ともに17年度までに順次引き上げられた。また国庫負担(税金)が3分の1から2分の1に引き上げられた。さらに年金給付額を抑制するため「マクロ経済スライド」が導入された。

これは国民に対する十分な情報開示が必要である。国民一人一人が自分の老後生活を把握できるようにし、必要に応じて自分年金が準備できるような、税制等で自助努力を支援することが必要である。現在NISAやiDeCo等で老後生活資金作りを支援しているようだが、投資促進策の色が濃く、老後資金準備としてはまだ不十分と感じる(投資に失敗した場合のリスクについても十分に論じられていない点に気がなる)。

さらなる年金改革も必要である。例えばマクロ経済スライドは年金支給額を減らし、公的年金を維持するための年金額抑制策であるが、減らしすぎて老後生活資金の根幹を成さなくなるようでは意味がない(現在でも、基礎年金の満額が生活保護費より低い場合がある)。未納・免除等による低い保険料納付率の問題と共に、もう一度税金

による「最低保障基礎年金」への移行案も再考の余地があるのではないかと。

## III. 報告書と保険会社

そもそも今回の報告書は、年金を所管する厚生労働省から出されたものであり、報告書は高齢化により資産寿命を延ばす必要性と、それをサポートする金融機関の金融商品やサービス(顧客本位の業務運営)等、高齢社会の金融業務のあり方を論点とするものである。

報告書そのものは9月末に事実上撤回されたが、保険会社も含め金融機関が、高齢社会に今後どのように対応すべきであるかというテーマがある(例えば、認知症の契約者対応等)、極めて重要な課題であることは間違いない。

保険料負担について国民年金で月額1万6900円、厚生年金では18・3%(事業主と折半)の上限が定められ、ともに17年度までに順次引き上げられた。また国庫負担(税金)が3分の1から2分の1に引き上げられた。さらに年金給付額を抑制するため「マクロ経済スライド」が導入された。

これは国民に対する十分な情報開示が必要である。国民一人一人が自分の老後生活を把握できるようにし、必要に応じて自分年金が準備できるような、税制等で自助努力を支援することが必要である。現在NISAやiDeCo等で老後生活資金作りを支援しているようだが、投資促進策の色が濃く、老後資金準備としてはまだ不十分と感じる(投資に失敗した場合のリスクについても十分に論じられていない点に気がなる)。

さらなる年金改革も必要である。例えばマクロ経済スライドは年金支給額を減らし、公的年金を維持するための年金額抑制策であるが、減らしすぎて老後生活資金の根幹を成さなくなるようでは意味がない(現在でも、基礎年金の満額が生活保護費より低い場合がある)。未納・免除等による低い保険料納付率の問題と共に、もう一度税金

による「最低保障基礎年金」への移行案も再考の余地があるのではないかと。

**保険毎日新聞**  
購読のお申し込みはFAXまたはWebで  
FAX 03-3865-1431 <http://www.homai.co.jp>  
保険毎日新聞(日刊版) 土曜・日曜・祝日を除き毎日発行  
タブロイド版12頁建/購読料(月額) 4,115円(送料・税込み)

**新しい民法と保険実務** 弁護士法人 大江橋法律事務所 嶋寺基 編著  
ISBN978-4-89293-422-3 (2019年7月刊) ●A5判・248頁 ●定価(本体2,800円+税) 送料450円+税  
民法(債権法)改正による定型約款、法定利率、消滅時効、意思表示の効力、保証などの保険実務において、適切に対応するための実務書  
お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 <http://www.homai.co.jp> **HM 保険毎日新聞社** 東京都千代田区岩本町1-4-7 TEL 03-3865-1401